

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所管理部門  
廿日市拠点長 及川 寛

## 1. 工 事 概 要

- ( 1 ) 工 事 名 宮津庁舎実験棟屋根補修工事
- ( 2 ) 工 事 場 所 京都府宮津市字小田宿野 1 7 2 1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
宮津庁舎
- ( 3 ) 工 事 内 容 入札説明書による。
- ( 4 ) 履 行 期 限 令和 7 年 3 月 2 1 日
- ( 5 ) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- ( 1 ) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- ( 2 ) 令和 5 ・ 6 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建設工事契約」の業種「建築一式工事」で「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- ( 3 ) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ( 4 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付  
広島県廿日市市丸石 2 丁目 1 7 番 5 号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所  
管理部門廿日市拠点管理チーム施設担当  
電 話 0 8 2 9 - 5 5 - 3 4 0 1  
F A X 0 8 2 9 - 5 4 - 1 2 1 6
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「宮津庁舎実験棟屋根補修工事入札説明書  
宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、  
電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「宮津庁舎実験棟屋根補修工事入札説明書  
メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メール  
アドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X  
送信すること。



④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

## 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 宮津庁舎実験棟屋根補修工事

## 工事概要

注) 本工事概要は、入札参加希望者に工事の概要を示すものです。

入札にあたっては、必ず工事仕様書をお受け取りになり積算下さい。

本資料に基づく入札はできませんのでご注意願います。

1. 工事件名 宮津庁舎実験棟屋根補修工事
2. 工事場所 京都府宮津市小田宿野1721  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
宮津庁舎
3. 工 期 令和7年3月21日
4. 工事概要 屋根の補修及び外壁錆部の防錆塗装補修を行う。  
<主な工事内容>  
屋根補修（ガルバリウム鋼板によるカバー工法）  
既存屋根の先端部分切断・防錆処理  
既存外壁錆部の防錆塗装補修

※詳細については、別途配布の工事仕様書（設計図面）を参照して下さい。

令和6年度 建築改修工事 仕様書

1. 工事名 宮津庁舎実験棟屋根補修工事
2. 工事場所 京都府宮津市字小田宿野1721
3. 工事概要 本工事は、実験棟の経年劣化により腐食した屋根を補修するとともに、外壁錆発生箇所の防錆塗装修繕を目的とする。

4. 工事種目

番号	名称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考
1	実験棟	改修	S造 折版葺平屋建 206.55/206.55㎡	1	1	式	

5. 工期 契約締結日 から 令和7年3月21日迄
6. 一般事項 一般事項 [ ] 内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(1) 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書及び公共建築工事標準仕様書の最新版による。

(2) 総則他、一般事項の抜粋 特記事項は、◎印のついたものを適用する。○印のつかないものは※印を適用する。

①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。
②疑義に対する協議等 [1.1.8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（電気設備工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録等」による。
③関係法令の遵守 [1.1.13]	施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。
④実施工程表 [1.2.1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。
⑤施工図等 [1.2.3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。
⑥電気保安技術者 [1.3.3]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ◎適用しない）
⑦施工条件 [1.3.5]	◎施工可能時間帯 ◎指定なし ※図示 ◎工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けるものとする。
⑧発生材の処理等 [1.3.12]	◎当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ◎引渡しを要するもの。（◎無し ・あり）
⑨養生 [1.3.13][2.3.1]	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。なお、既存部分については、2.3.1「既存部分の養生」による。
⑩後片付け [1.3.14]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。

⑪環境への配慮 [1.4.1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。
⑫機材の品質等 [1.4.2][1.4.3]	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。
⑬完成図書 [1.9.1~3]	◎完成図（◎作成する ・作成しない） ◎工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ◎電子納品（◎適用する ・適用しない）

7. 共通工事

(1) 仮設工事

①足場 [2.2.1]	本工事で設置する。 足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。
②工事用電力・水	◎本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ◎無償）

8. 実験棟屋根補修工事

屋根補修	既存屋根材を存置とし、ガルバリウム鋼板（t=0.8mm 折版H=150mm）カバー工法による補修を行うこと。（補修面積252㎡） 既存折版屋根の先端部分（150mm程度）を切断し、切断面に防錆剤を塗布すること。 軒先は、軒先見切面戸、軒先化粧フレーム、軒先取合水切（ガルバリウム鋼板 t=0.4mm）を取り付けること。 棟部は、水止面戸、エプロン面戸、棟包（既存解体共・ガルバリウム鋼板 t=0.8mm）、ケラバ包（ガルバリウム鋼板 t=0.8mm）を取り付けること。 既存軒樋（4m×3箇所）については撤去及び復旧を行うこと。 足場設置計画に際して建屋への出入口を塞がないよう留意すること。
外壁補修	既存外壁下端の錆発生箇所はケレンのうえ錆止め塗料を塗布すること。（補修数量50m程度） 腰壁・サッシ上外壁の錆発生箇所について、塗装補修すること。（補修数量61m程度）

9. その他

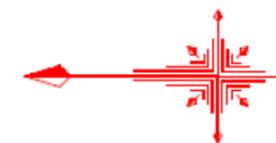
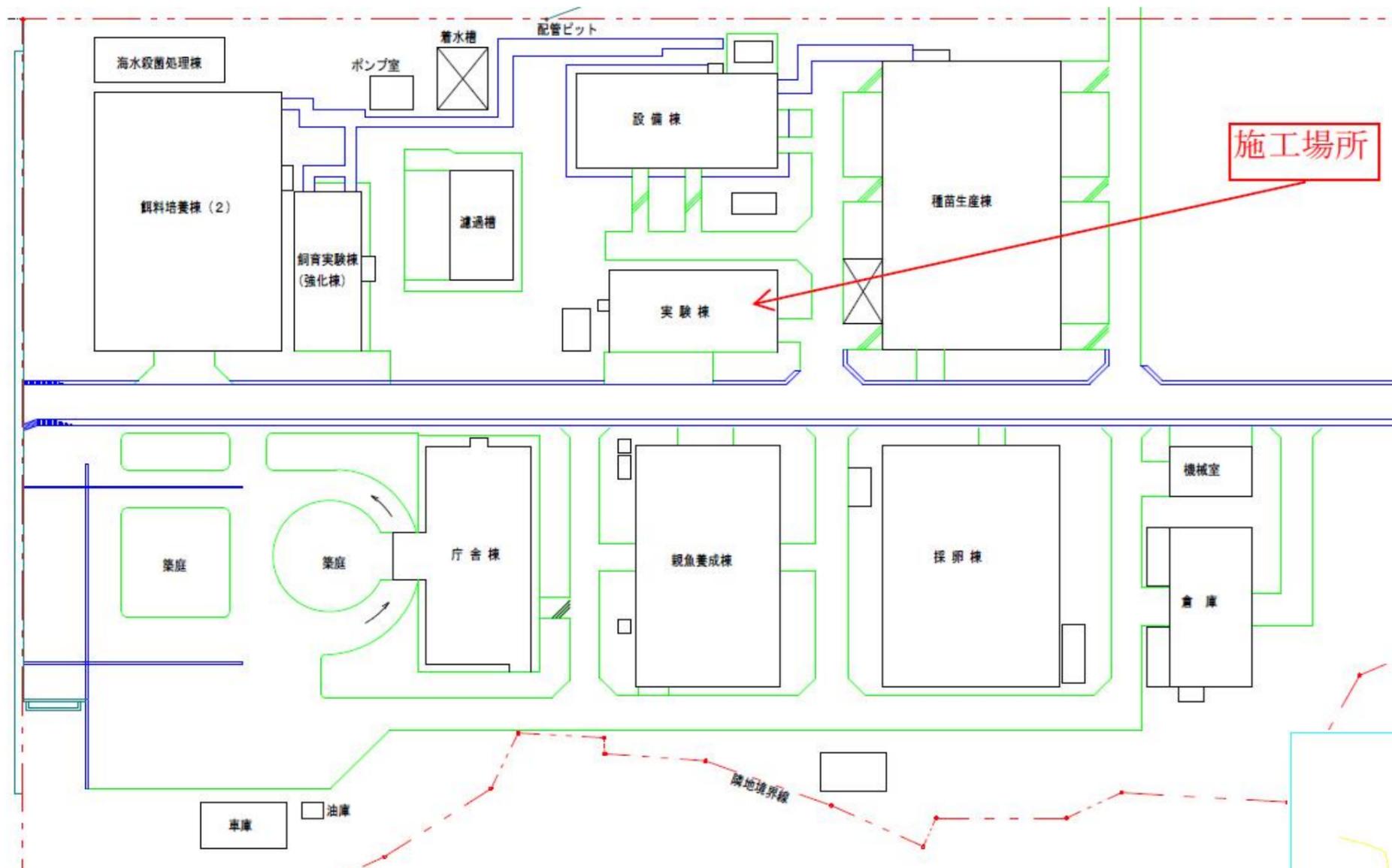
詳細については、担当職員の指示に従うこと。

工事名： 宮津庁舎実験棟屋根補修工事

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

日付

農林水産技術センター  
海洋センター



案内図

工事名：宮津庁舎実験棟屋根補修工事

国立研究開発法人水産研究・教育機構

日付

山高H150mm  
▲▲▲▲▲

カバー工法修繕 折版屋根 (t=0.8 カラーGL鋼板、タイトフレーム、水止面戸、エプロン面戸、軒先見切面戸、軒先化粧フレーム、軒先取合水切)

既存折版屋根先端部分切断 (150mm程度) ・錆止め塗料塗布

20,959

4,500

腰壁、サッシ上外壁錆部塗装補修

外壁下端錆び止め塗料塗布 (ケレン・錆止め1回塗り)

東面

カバー工法修繕 折版屋根 (t=0.8 カラーGL鋼板、タイトフレーム、水止面戸、エプロン面戸、軒先見切面戸、軒先化粧フレーム、軒先取合水切)

既存折版屋根先端部分切断 (150mm程度) ・錆止め塗料塗布

20,959

4,500

既存軒樋撤去・復旧 (4m×2箇所)

腰壁、サッシ上外壁錆部塗装補修

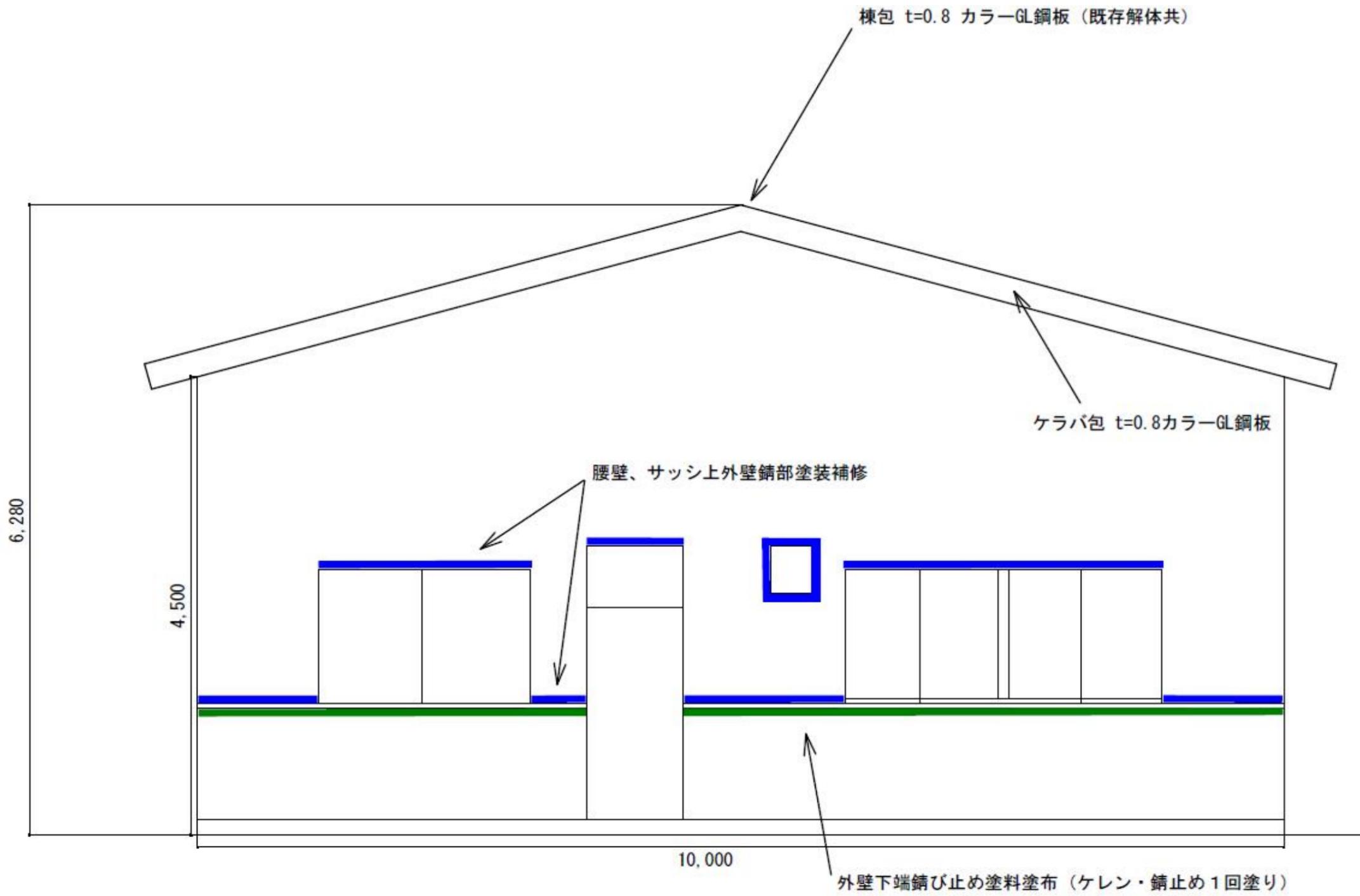
外壁下端錆び止め塗料塗布 (ケレン・錆止め1回塗り)

西面

工事名：宮津庁舎実験棟屋根補修工事

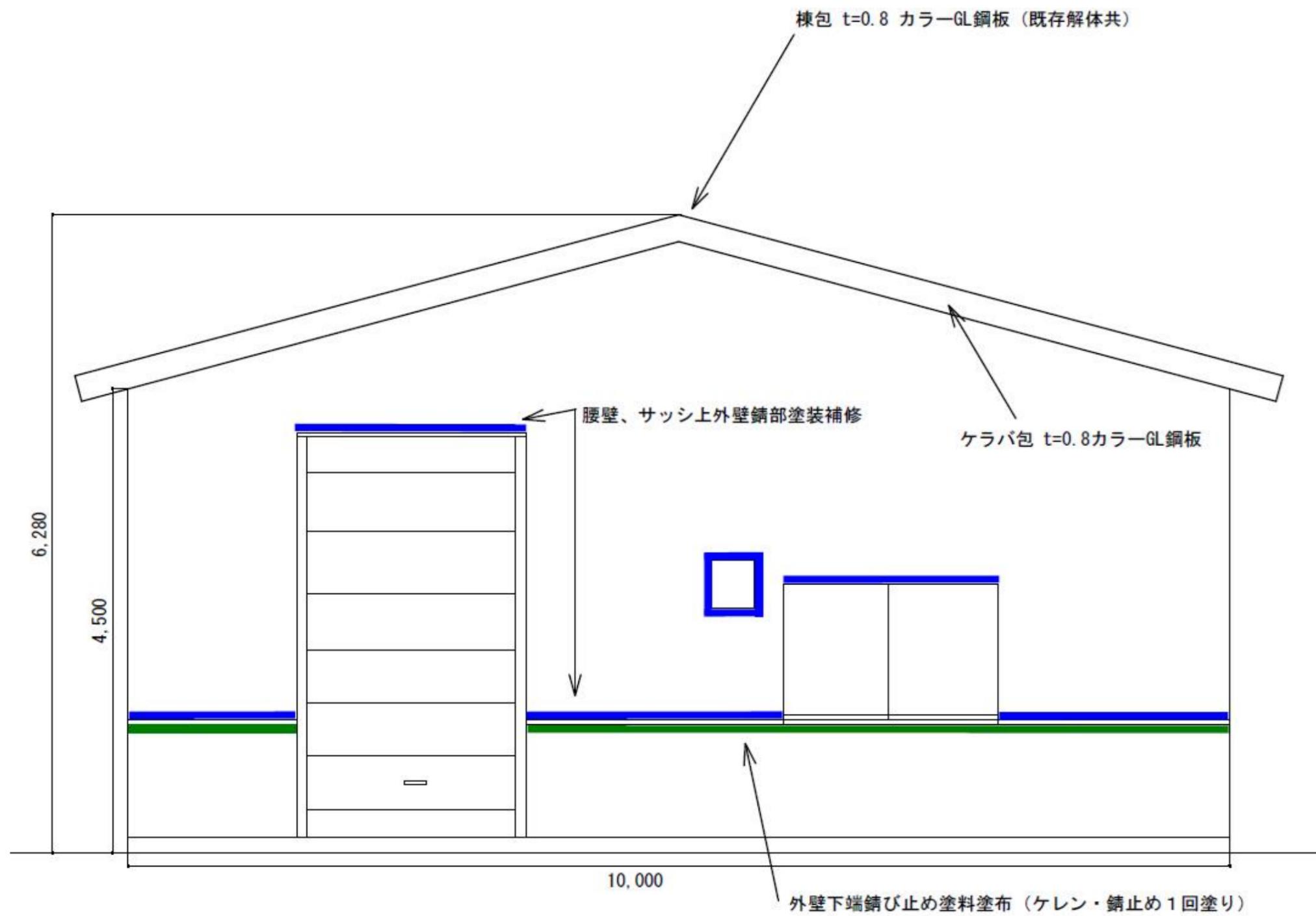
国立研究開発法人水産研究・教育機構

日付



北面

工事名：宮津庁舎実験棟屋根補修工事		
国立研究開発法人水産研究・教育機構	日付	



南面

工事名：宮津庁舎実験棟屋根補修工事		
国立研究開発法人水産研究・教育機構	日付	